釜石労基署管内事業者の皆さまへ

冬季特有災害を防止しましょう！

令和８年12月１日～令和９年１月31日：いわて年末年始無災害運動

令和８年12月１日～令和９年２月28日：冬季転倒災害防止対策強化月間

本県においては、例年、**12月から２月にかけての寒冷期**に発生する**転倒災害や交通労働災害のうち、路面凍結等の冬季特有要因によるものが割合の多くを占めており**、冬季における労働災害防止が極めて重要となっています。特に岩手労働局管内では、**転倒による労働災害が最も多く**、過去１０年の転倒災害の月別平均発生件数をみると、**１２月から２月の間に発生が集中**しています。

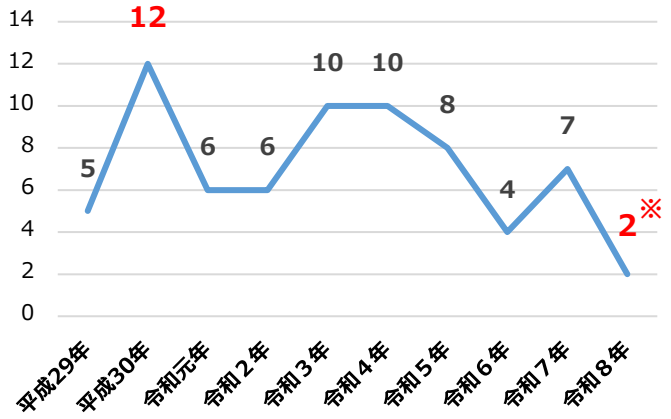
また、年末年始は、慌ただしさも加わり、労働災害のリスクが高まる時季です。

これからやってくる冬に備えて、**冬季特有の労働災害要因について把握**するとともに、**職場の安全衛生確保への意識高揚**、**労働災害防止対策の検討及び実施**に積極的に取り組みましょう！

冬季特有災害の防止

①積雪・凍結による転倒災害、墜落災害の防止
②車両等のスリップ事故等の交通労働災害の防止
③雪降ろしの際の災害の防止
④火災・火傷の防止
⑤一酸化炭素中毒の防止
⑥凍結の緩みによる土砂崩壊災害等の防止
⑦作業時の低体温の防止
⑧準備運動等を通じたけがの防止
⑨その他の冬季特有災害の防止

直近10年における冬季特有労働災害発生状況（釜石労働基準監督署）



※令和８年１月～３月までの件数

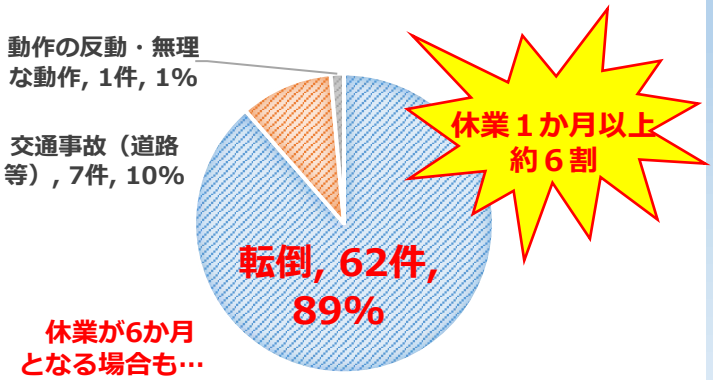
①積雪・凍結による転倒災害、墜落災害の防止

釜石労働基準監督署管内における、**直近10年における冬季特有労働災害発生状況**を事故の型別にみると、**転倒災害が約９割を占める状況**となっています。

また、**転倒災害62件のうち36件（58.1%）で休業が1か月以上**となっており、**中には休業期間が６か月**となる等、比較的長い期間休業をせざるを得ない状況も認められます。

冬季には**積雪や路面の凍結等**、**転倒災害発生のリスクが高まる**ことから、**より一層、転倒災害の発生防止に取り組む必要**があります。

直近10年における冬季特有労働災害発生状況（事故の型別）



①積雪・凍結による転倒災害、墜落災害の防止

（１）事業場の敷地図等に積雪・凍結しやすい場所を記入した転倒危険マップ等を作成・掲示し、転倒リスクの見える化を図る。



【取組内容】

事業場が位置する場所は、比較的標高が高く、雪が多い地域
朝・夕の通勤時等、**通勤ルートや駐車場での転倒事故が多発**
→衛生委員会で職員が**転倒防止ハザードマップを作成**
職場内及び通勤ルートにおける**転倒危険箇所を写真付きでマップ化**
→出退勤時に利用する通用口の掲示板など、**職員が毎日利用する場所にマップを設置**

【取組の効果】

①職員が**転倒危険箇所を把握しやすくなった**。
②ハザードマップを日々目にすることで、**転倒防止を意識付け**。
③ハザードマップの設置後、**職員の転倒事故が減少**

令和5年度
SAFEアワード
取組事例集

SAFEコンソーシアム
ホームページ

（２）事務所・工場等の出入口付近、駐車場、通路、作業箇所の積雪・凍結防止のための囲いの設置、除雪、融雪措置の徹底



積雪・凍結路面により**転倒リスクが高い通路を通行禁止**とし、**カラーコーン、バー、表示札で明示**



冬季期間中、**電熱式マットを階段に設置**し、積雪・凍結による転倒防止を図る



駐車場から通用口までにゴムマットを敷設し、凍結路面による転倒防止を図る

盛岡監督署からのお知らせ
「転倒災害防止対策事例集」

①積雪・凍結による転倒災害、墜落災害の防止

（3）滑りにくい靴等の着用徹底

耐滑性の有無

靴の滑りにくさを確認していますか？

耐滑性を有する靴は、以下の箇所で確認できます。

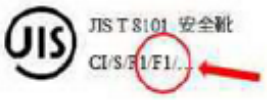
■プロスニーカーの場合

靴のべろ裏面の表示に、耐滑性のピクト表示があるか確認してください。



■安全靴の場合

個装箱のJISマーク表示の近くに「F1」または「F2」の表示があるか確認してください。



ピン・金具付きの靴底



靴底に付いた金属のピンや金具が氷を引っかき、突き刺して滑りを防ぎます。脱着可能な靴用アタッチメントタイプもあります。

※カーペット等に金具やピンが引っかかってつまずいたり、タイル等の床で滑ってしまう危険があります。

サイズ

靴と足はフィットしていますか？

足に合った靴は疲労の軽減、事故の防止につながります。



滑りが発生する場合の状況

滑りが起きた状況によって対策が変わります

・濡れた床で滑った
→水・油用耐滑靴検討
・凍結路面で滑った
→氷用耐滑靴検討



つま先部の高さ

つま先から床面まで一定の高さがありますか？

つま先の高さが低いと、ちょっとした段差につまづきやすくなります。



深い溝のある靴底



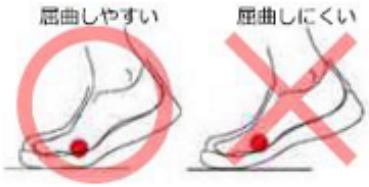
グリップ力が強いため、滑りにくくなっています。溝が浅くなるとグリップ力が低下するので溝の点検も重要です。

※溝が深くても靴底が固いと凍結路面では滑りやすく、また、溝に雪が詰まると滑りやすくなります。

屈曲性

親指から小指の付け根を適度に曲げられますか？

靴の屈曲性が悪いと、疲労の蓄積、擦り足になりやすく、つまづきの原因になります。



（4）暗がりでの視認性確保





【写真左】夜間の視認性を高めるため、**ライトの光を反射するトラテープを設置**

【写真右】多くの労働者が歩行する場所に**コーンを立て夜間に点灯するライトを設置**

花巻監督署からのお知らせ『見える』あんぜん事例集 第３集

①積雪・凍結による転倒災害、墜落災害の防止

（5）墜落災害の防止

・昇降ステップに雪が積もり滑って転落
・三点支持の確保が不十分



・昇降ステップを網状にすることで、滑り止め効果を持たせるとともに、降雪時でも雪が積もりにくくする
・三点支持が確保出来るよう手すりを設置する





リーフレット「陸上貨物運送事業におけるトラックの荷台からの転落を防ぐために」

・保護帽の着用の徹底
☑労働安全衛生法第42条の規定に基づく「保護帽の規格」に適合した製品を使用
☑「墜落時保護用」の製品であるか確認



雪降ろし作業における墜落防止対策は次のページへ

※検定合格品には、検定合格標章が貼られています。
「墜落時保護用」の記載があるか確認しましょう！

②車両等スリップ事故等の交通労働災害の防止

●関連する死亡労働災害

①【令和３年度　岩手】
営業活動のため、営業先に車で向かう途中、**トンネル内で路面凍結のためスリップ**し、対向車線にはみ出して、**対向車線を走行していた乗用車と正面衝突し死亡**。

②【令和３年度　岩手】
重油配達のためにローリーを運転していたところ、**道路を逸脱、縁石を乗り越えて立木に衝突し死亡**。**事故発生当時、道路は轍・積雪等で悪路**であった。

③【令和３年度　岩手】
通勤時、凍結路面により**前方を走行していた車が横転**。当該**車両との衝突を避けるためにブレーキを踏んだところ凍結路面にハンドルを取られ対向車線にはみ出してしまい、対向車に衝突し死亡**。

●求められる対応

（1） スタッドレスタイヤ、降雪用ワイパーなどの早めの交換。
（2） 余裕を持った車両運行計画の作成。
（3） 速度を控え、早めブレーキ、急ハンドル・急ブレーキ回避の徹底及び十分な車間距離の確保。
（4） 橋上・トンネル出入口・日陰部分等の速度控え目の徹底。
（5） ブラックアイスバーンを予測した運転。
（6） 運転席を離れる際の車輪止めの設置。

交通労働災害防止のためのガイドライン



③雪降ろしの際の災害防止

●関連する死亡労働災害

①【令和４年度　岩手】

設備の不具合の調査のため、被災者が工場の屋根上に設置されたアンテナに向けて**積雪した屋根上**を歩行していたところ、屋根上の天窓を踏み抜き 、コンクリート製の床に**墜落し死亡** 。

②【令和２年度　岩手】

14時から**屋根上で除雪作業**を行っていた労働者２人が、20 分後、**約６m下の地面へ墜落**し、うち１人が**死亡**。

●求められる対応

墜落制止用器具や保護帽の着用等、墜落防止措置の徹底、屋根端部での作業禁止の徹底



リーフレット「安全帯が墜落制止用器具に変わります」



【参考】国土交通省 国土政策局 地方振興課「雪下ろし安全10箇条」



【参考】屋根雪下ろし命綱固定アンカーガイドブック

④火災・火傷の防止

●関連する死亡労働災害

【平成31年度 北海道】

除雪に使用するショベルローダーのバケット部分に雪を削る部品を取り付けるため、**半自動溶接機を使用して溶接**していたところ、**溶接の火花が衣服に飛び火**して、**体全体に火が回り、消火器で自力で消火するも全身に熱傷を負った。**

●求められる対応

（１） **薪ストーブ・焚き火等の着火の際のガソリン・軽油・灯油等の使用禁止。**

（２） **ガソリン等可燃物の保管場所の火気厳禁の徹底。**

（３） 事業場、工事現場、寄宿舎等における**火気取締責任者の選任、作業終了時・就寝時等の火気の点検の徹底。**





東京消防庁　火災事例

工場・作業場

工事現場

事務所

倉庫

※各事例の教訓等から、出火原因や当該出火原因に応じた対策について確認できます。

⑤一酸化炭素中毒の防止

●関連する死亡労働災害

①【平成31年度 大阪】

オークションで購入したトラックを引き取り、帰る途中に仮眠をとろうとしたが、トラックの暖房が利かなかったため、**トラックの箱台（箱車）に載せていた社用車のエンジンをかけ仮眠したところ、一酸化炭素中毒により死亡**。

②【平成29年度 富山】

午前６時ごろまで夜勤を行い敷地内駐車場に止めた自家用車へ移動したが、駐車場と車が積雪で覆われていたため、駐車場が除雪されるまでエンジンをかけた車内で待っていた。午後２時半頃、駐車場に止まっている車の中でぐったりしている被災者を発見し、その後**死亡**が確認された。**自動車のマフラーが積雪で覆われ 車内に排気ガスが流入し一酸化炭素中毒となったもの**であった 。

●求められる対応

（１） 屋内で石油ストーブ等を使用する際の**換気の徹底。**

（２） **自然換気の不十分な場所では内燃機関を有する機械を使用しない。**また、練炭での採暖をしない。

（３） 工事現場における練炭によるコンクリート養生は、原則避ける。やむを得ず練炭を使用する場合は、一酸化炭素中毒の予防について十分な対策を講じた上で使用する。



⑥凍結の緩みによる土砂崩壊災害等の防止

●関連する死亡労働災害

①【令和３年度 山形】

河川道路護岸工事現場において、**道路山側の上方約30m付近の斜面から幅５m・長さ10m・深さ１mにわたり全層雪崩が発生**し、道路河川側で**作業中の２人の作業員のうち１人が巻き込まれ、約８m下方に流された**。約30分後に堆積した雪の中から救出されたが、**搬送先で死亡が確認された**もの。

●求められる対応

（１） 凍結・融解の繰り返しによる地山の緩みから生じる崩壊・転石による災害防止のための**作業開始前の地山の点検・こそくの徹底、土止め支保工の適切な設置。**

（２） 融雪・鉄砲水災害防止のため、**作業箇所周辺、上流の雪・融水等の状態の調査の実施**と**調査結果に基づく適切な措置の徹底。**

斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン

斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドラインの解説

土止め先行工法とは 土止め先行工法に関するガイドラインの要点

⑦作業時の低体温の防止

●関連する**死亡**労働災害

①【令和２年度 島根】

夜中に道路除雪のため自宅から除雪ドーザー駐車場所に向かう旨連絡後行方不明になっていたが、13時間後倒れているところを発見された（道路脇に駐車した自家用車から600m先の除雪ドーザー駐車場所に向かって歩いていた。）。**死因は凍死。深夜の気温は－３℃、積雪60㎝**であった 。

②【平成24年度 広島】

無線中継所の不具合の疑いのため、**徒歩で登山道から山頂付近の中継所を目指したが、途中で吹雪のために断念**し、**夕方に下山の連絡をしたものの徒歩移動が困難となった**ためにさらに119番通報し、その後捜索していたレスキュー隊によって救出されたが、**低体温症で死亡**した。

●求められる対応

①防寒のための服装の徹底
②低温下での長時間作業の抑制
③普段からの食事による十分な栄養摂取
④十分な休息による疲労の解消
⑤低体温症の症状等の熟知

【参考】一般財団法人海技振興センター
『船員のための低体温症対策ガイドブック(H28)』



⑧準備運動等を通じたけがの防止

冬季における屋外作業や身体の部分が寒風にさらされたり、屋内作業でも暖房設備が十分でなかったりする等、**寒冷な環境下**では、血流が低下したり、筋肉や腱が収縮してこわばる等、**けがをしやすい状況となります**。特に寒冷環境下では、腰痛の発症や悪化をもたらす可能性もあることから、作業環境の改善（暖房設備により暖をとる）や保温のための衣服を着用することはもちろんのこと、**作業前に準備運動等を行い、身体をほぐす**ことによって、**けがを防止する**ことが求められます。



厚生労働省ホームページ
「転倒・腰痛予防！
いきいき健康体操（4分15秒）」



SAFEコンソーシアム
「職場における転倒・腰痛予防
対策動画」

⑨その他の冬季特有災害の防止

●関連する死亡労働災害

【令和５年度 北海道 はさまれ・巻き込まれ】
市委託の除排雪業務における雪捨て場での排雪ダンプの誘導員としてダンプの誘導を行っていた。ダンプが入場してきたため**誘導しようと停車していた除雪ドーザーの後ろを移動**したところ、**除雪ドーザーが後退し、同時に被災者は転倒**してしまったため、**除雪ドーザーの右後部のタイヤに頭部を轢かれた**。

●求められる対応

（１）有資格者に作業を行わせる

除雪作業で車両系建設機械（トラクターショベル等）や車両系荷役運搬機械（ショベルローダー等）を使用する場合は、**有資格者**（それぞれ車両系建設機械運転者技能講習、ショベルローダー等運転技能講習を修了した者等）に作業を行わせましょう！



（２）死角に注意

除雪作業中に除雪車等の死角に労働者が立ち入る等により、除雪車等と接触する労働災害が起こらないよう、誘導員や監視人の配置、除雪車等の通行経路の定め、労働者の立入禁止箇所を定める等、作業計画を定めましょう！



●参考となる二次元コード等

●令和８年度いわて年末年始無災害運動　実施要綱
実施要綱の内容をご確認の上、冬季特有労働災害を防止するため、重点事項の実施に取り組みましょう！

●令和８年度いわて年末年始無災害　リーフレット
実施要綱の概要について確認したい場合は、二次元コードを読み取り、リーフレットをご確認ください。

リーフレット

●令和８年度冬季転倒災害防止対策強化期間　リーフレット
岩手労働局では、冬季間における転倒災害防止のため、12月から２月までを**「冬季転倒災害防止対策強化月間」**と定めています。
同期間における転倒災害防止対策への取り組み実施へのご協力をお願いいたします。

リーフレット

●第14次労働災害防止計画
「労働災害防止計画」とは、労働災害を減少させるために国が重点的に取り組む事項を定めた中期計画です。当該計画の概要は二次元コードを読み取り、**リーフレットを確認**いただくとともに、**岩手労働局ホームページに掲載の「自主点検」から当該計画の取組状況について回答いただくよう御協力をお願いいたします**。

リーフレット

自主点検